

明石市社会福祉協議会

「地域福祉活動計画」(素案)

おたがいさまの関係づくり
～ほっとかない人と人とのつながり～
あなたと かかわる しくみをつくる

平成 28 (2016) 年 3 月

明石市社会福祉協議会

第1部 序論

第1章 計画策定の位置づけ

- 1 計画策定の背景 1
- 2 明石市社協 地域福祉活動計画の到達点 3

第2章 計画策定の構成

- 1 計画の位置付け 8
- 2 計画期間 9
- 3 策定方法 10
- 4 計画の全体像 11

第2部 地域福祉活動計画

第1章 基本方針

- 1 基本理念 12
- 2 基本方針 12
- 3 施策 13

第2章 施策・事業

- 1 地区社会福祉協議会の活動支援 14
- 2 住民の力を引き出すしくみづくり 19
- 3 公的サービスの推進 34
- 4 社会福祉協議会の体制強化 43

1 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景

(1) 明石市の動向

少子高齢化と自助の力の弱まり

○明石市の総人口は、平成 27（2015）年 4 月現在、297,361 人であり、平成 27 年は平成 26 年より人口増加となっています。高齢化率は毎年増加を続けており、全国平均（26.8%）や兵庫県の割合（26.3%）よりは低いものの、本市（24.6%）においても今後は、少子高齢化がより一層進展していくことが予想されます。世帯規模の縮小傾向が続いており、「ひとり暮らし高齢者数」「精神障害者保健福祉手帳所持者」の増加にみられるように、自助の力が弱まっていくことが予想されます。

共助の力の弱まり

○明石市では、自治会加入率が住民の半数程度となっている自治会・町内会もあります。今後、高齢化の進行と併せコミュニティの希薄化が進み、人のつながりを基にして支え合う、共助の力が弱くなっていくことが予想されます。

公助の限界と地域ぐるみの隙間の問題への対応

○公助としての法制度は、隙間にあるニーズへの対応が遅れる傾向があります。例えば、災害時の要援護者支援、虐待や孤立死の防止、高齢者に対する詐欺的商法防止、通院や買い物の移動支援など、現行サービスにおける隙間の問題が発生しており、地域ぐるみの対応が求められています。

共助として住民主役の支え合いの活動の計画的支援

○本格的な少子高齢社会を迎えて、ひとり暮らし高齢者世帯、高齢者のみの世帯が増加することを考えると、自助の力だけでは限界があります。明石市や市社会福祉協議会（以下、市社協という）には、共助における住民が主役の支え合いの活動を計画的に支援することが求められています。

○このような社会動向に対応して、明石市では平成 18 年度に第 1 次地域福祉計画を、市社協では平成 23 年度に、第 1 次活動計画を策定し、地域福祉の活動を支援してきました。

(2) 計画の目的

「誰もが住み慣れた地域で安心して住み続けることができる地域づくり」 を目指して

この計画は、地域住民をはじめ、自治会・町内会や民生児童委員協議会、ボランティア団体などの地域組織、そして行政、社会福祉協議会、事業所等が一体となって、「誰もが住み慣れた地域で安心して住み続けることができる地域づくり」を目指していく計画です。

おたがいさまの関係づくり～ほっとかない人と人とのつながり～

地域住民が日々の暮らしの中で、支える側と支えられる側とを区別して考えることなく、誰もが主役になれるような地域づくりを目指します。

写真



2 明石市社協 地域福祉活動計画の振り返り

計画の特徴

市の計画と一体的に策定、民間側の取組みを定める行動計画

- 明石市社協 地域福祉活動計画は、市の第2次計画と一体的に策定されています。基本理念を共有した上で、民間計画、行政計画と連携した民間側の取組みを定める行動計画として、福祉サービスの提供や、民間活動への支援策を示しています。4つの施策と25の重点事業で構成されています。
- 基本方針の第1に「住民主体で地域の福祉力・地域力^{注)}を高める」を掲げており、地区社協^{注)}を住民主体の中心組織に位置づけて、その活動を計画的に支援しています。住民主体を支えるために、第2に「人のつながりに支えられた地域の安全安心づくり」を掲げ、担い手養成や担い手同士の連携を支援しています。

(1) 地区社会福祉協議会の活動支援を強化する

地区担当職員の配置と進む地区社協の体制づくり

- 市社協の地区担当職員^{注)}は7名体制となり、地域福祉活動の中心組織である地区社協の活動を支えています。
- 「幅広い団体の参加促進」「まちづくり組織との連携」のほか、「地区社協ニュースの発行」「地域福祉フォーラムの開催」などに取り組んでおり、将来的には「地区社協活動計画づくり」が目標となっています。地区担当職員は、課題解決に向けた地区社協の事務を支えるとともに、地域の困りごと相談窓口や地域福祉コーディネーターとしての役割を果たしています。
- 平成24(2012)年度に12地区であった地区社協は、平成26年度には21地区となっており、住民主体の中心組織づくりが進んでいます。

注) 地域力

注) 地区社協 (地区社会福祉協議会)

注) 地区担当職員

(2) 担い手養成とネットワーク化支援を推進する

求められている担い手の裾野を広げる取組み（地区圏域のボランティア養成）

- ボランティアセンター^{注)} やボランティア連絡会^{注)} の活動支援、「福祉体験教室」や「福祉スクール」などの開催支援を通じて、地域福祉活動の担い手確保を図っています。
- 地区単位のボランティア交流会開催を支援しており、ボランティア育成アドバイザー^{注)} とともにボランティアの裾野の拡大に取り組んでいます。また、ボランティアの養成体制を強化するために、身近な地区圏域におけるボランティアサポーター^{注)} のしくみを検討しています。
- 企業への働きかけや、市民活動センター^{注)} のあり方検討について、明石市と連携した取組みが求められています。

注) ボランティアセンター

注) ボランティア連絡会

注) ボランティア育成アドバイザー

(3) 住民と力を合わせて人のつながりを広げていく

孤立を防ぎ人のつながりを創り出す活動

- 「花見会」「ミニケア・ふれあいサロン」などの、孤立を防ぎ人のつながりを創る活動を支援しています。地区社協の小学校区化とともに、自治会単位のサロンが立ち上げられており、毎年10か所程度増加しています。
- 集いの場に出ることが難しい人のために、「ふれあい訪問事業」を実施しており、9地区で日常生活の見守りを行っています。
- 地区社協が障害者施設と地域との橋渡し役となって、交流会が行われる例が出ています（魚住東地区社協）。

身近な場でのニーズの把握や相談体制づくり

- 身近な集いの場などで地区担当職員が困りごと相談を受けており、コーディネーターとして、ニーズや課題へのきめ細やかな対応を進めています。地区社協や民生委員児童委員、ボランティアと連携することによって、市民が身近なところで困りごと相談ができる体制づくりに取り組んでいます。

注) ボランティアサポーター

注) 市民活動センター

(4) フォーマルからインフォーマルまで一貫した視点で地域生活を支える

日常から緊急災害時までの要援護者支援

- 緊急災害時のボランティアセンター機能の充実を図るために、災害ボランティア^{注)}の発掘・登録を推進しています。市内の先進地区の防災活動に参加するなど、研修、訓練を行っています。
- 日常の見守り活動をもとにして緊急災害時の支援につなげていくために、要援護者マップづくりを支援しています。魚住地区、花園小地区で、地域ぐるみの要援護者マップづくりに取り組んでいます。

介護予防と生活支援サービスの充実など新たな社会動向への対応

- 全市における明石・西明石ブロック（日常生活圏域）の拠点として、地域包括支援センター^{注)}を運営しています。「地域包括ケアシステムの構築」「医療・介護の総合的な医療体制の構築」「市の事業として介護予防と生活支援サービスの充実」「地域ぐるみの認知症施策の推進」など、新たな社会動向への対応や体制づくりに取り組んでいます。
- 介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）^{注)}の導入を目指しており、「生活支援サービスの基盤整備モデル事業」に取り組んでいます。

高齢者、障害者のワンストップ総合相談拠点

- 全市における障害者の相談拠点として、「基幹相談支援センター兼障害者虐待防止センター^{注)}」を運営しています。障害者や事業所が参加する地域自立支援協議会^{注)}の事務局として、課題解決に向けた情報交換や、新たなサービス開発の取組みを支援しています。
- これまでの高齢者の総合相談窓口としての地域包括支援センターに加え、高齢者や障害者の生活支援や権利擁護のために、「後見支援センター」が開設され、高齢者、障害者のワンストップ総合相談拠点となっています。

地域における新たな取り組みの推進

- 全市的な認知症高齢者対策として、民生委員児童委員^{注)}をはじめ、多くの方の協力を得て、「徘徊・見守り SOS ネットワーク事業」を実施しています。

(5) 市社会福祉協議会の体制を強化・充実する

積極的な広報活動と自主財源の確保

- フォーマルからインフォーマル^{注)}まで、一貫したサービス提供ができることが市社協の強みです。市社協の事業活動や、会費等の使い方について、広報紙やホームページ等を通じてPRを行い、会費、共同募金、寄付金等の自主財源の確保に努めています。

活動を広げていくための職員体制の強化

- 市内を4ブロック（明石、西明石、大久保、魚住・二見ブロック）に分けて、7名の地区担当職員を配置して地区社協の活動支援を行っていますが、地区社協の活動支援を強化するために、専任職員の増員が求められています。
- 市社協が効果的に地域福祉を推進するためには、地域との継続的な連携が必要であり、そのために、社会福祉士などの専門職を増やすとともに、プロパー（専従）職員を中心とした体制づくりを目指してきましたが、専門性を高めるために、プロパー職員の計画的な研修によって組織の活性化を図ります。

注) 地域包括支援センター

注) 介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）

注) 基幹相談支援センター兼障害者虐待防止センター

注) 地域自立支援協議会

注) フォーマルからインフォーマル

1 計画の位置付け

1 市と市社会福祉協議会が連携した計画づくり

- 明石市の第3次地域福祉計画は、本市の第5次長期総合計画の個別計画にあたります。縦割りの計画や地域福祉活動を「地域・住民参加」という横糸でつなぎ、住民のニーズに応じて総合的な福祉サービスを提供することを目指します。
- 一方で、「地域福祉活動計画」は市社協が策定する計画です。住民参加の窓口である市社協を中心として、民間側の取り組みを定める行動計画です。
- 市と市社協は連携して計画を策定し、その実現に向けて取り組んでいきます。

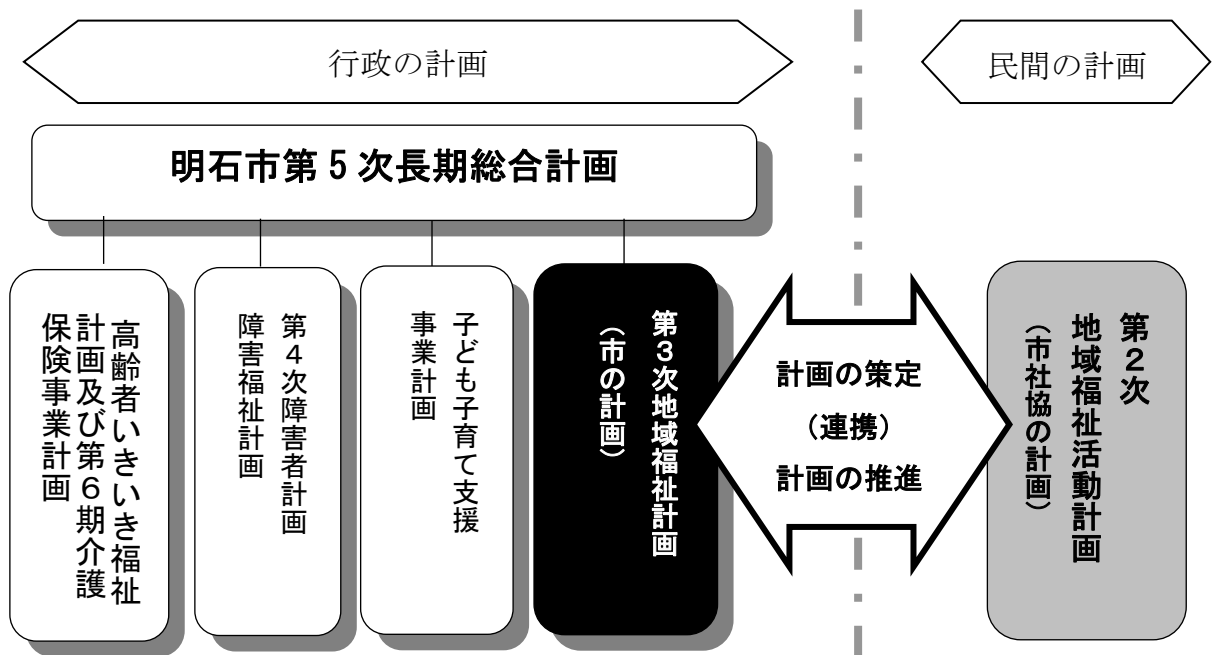


表 地域福祉計画・地域福祉活動計画の概要

	地域福祉計画（市の計画）	地域福祉活動計画（市社協の計画）
策定主体	明石市	明石市社会福祉協議会
概 要	行政計画	民間計画
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・長期総合計画の個別計画 ・分野別の福祉計画を地域ぐるみの支え合いの視点でつなぐ行政計画 ・行政計画として、地域福祉の方向性を示す ・環境整備、民間活動の支援策、関係機関や団体間のネットワーク、相談体制などのしくみづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政計画と連携した、民間側の取り組みを定める行動計画 ・市社協の事業、民間活動を支援する事業

2 計画期間

○市社協の「地域福祉活動計画」は、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間で計画期間とします。

○なお、社会動向の変化や計画の進捗状況に対応して、計画の見直しを行います。

3 策定方法

- 第2次計画を策定するにあたっては、市と協働し、活動の担い手の意見を計画に反映させることを目的に地区社協委員、ボランティア、民生委員児童委員、自治会・町内会、PTAなど、約2,400人を対象とした担い手アンケート調査^{注)}を行いました。
- また、NPOや学生ボランティア、相談機関等を対象としたヒアリング調査^{注)}も併せて実施しました。
- 計画策定では、市が設けた策定委員会において、計画案の検討を行いました。
- 並行して、市社協の企画財政総務委員会、理事会・評議員会における協議に加え、市の「地域福祉計画策定委員会」において意見をお聞きし、計画案を作成しました。

注) 担い手アンケート調査

注) 担い手ヒアリング調査

4

計画の全体像

第2部 地域福祉活動計画

第1章 基本方針

1 基本理念

それぞれの地域が それぞれの特色を活かした方法で
「誰もが安心して住み続けることができる地域づくり」に取り組もう

2 基本方針

(1) 住民主体で地域の福祉力・地域力を高める

- それぞれの地区における地域福祉活動の中心組織として地区社協を位置付けます。
- 地域住民の参画と協働による地域福祉活動の推進を図り、地域の福祉力・地域力を高めていきます。

(2) 人のつながりに支えられた地域の安全・安心を高めていく

- 誰もが安心して住み続けていくために、住民相互の支え合い活動をさらに充実させます。
- そうした活動を通じて、福祉事業者や NPO、ボランティアなどとネットワークを広げて行くことで、制度の隙間のニーズに応えた新たなサービスの開発につなげていきます。

3 施策

施策 1 地区社会福祉協議会の活動支援

■ 重点取り組み（施策）

- 1-1 地区の特性を活かした地区社協のあり方の再検討
- 1-2 地区担当職員による地区社協の支援

施策 2 住民の力を引き出すしくみづくり

■ 重点取り組み（施策）

- 2-1 ネットワーク化の推進
- 2-2 担い手を増やす
- 2-3 地域や団体が実施する福祉活動支援の拡充
- 2-4 災害ボランティアセンターの運営
- 2-5 高齢者・障害者等の地域生活支援
- 2-6 生活支援サービスの充実
- 2-7 ひとり暮らし高齢者等の新たな見守りのしくみづくり

施策 3 公的サービスの推進

■ 重点取り組み（施策）

- 3-1 明石市立総合福祉センター
- 3-2 高齢者・障害者の総合相談窓口
 - 明石市後見支援センター
 - 明石市基幹相談支援センター兼障害者虐待防止センター
 - 明石市社会福祉協議会地域包括支援センター
- 3-3 明石市社会福祉協議会居宅介護支援事業所

施策 4 市社会福祉協議会の体制強化

■ 重点取り組み（施策）

- 4-1 地域福祉活動の財源確保
- 4-2 情報発信手段の拡充
- 4-3 プロパー（専従）職員を中心とした体制づくり

具体的取り組みについて

★は計画期間の5年間において重点的に取り組む事業を示しています

1 地区社会福祉協議会の活動支援

(1) 重点取り組みのポイント

- ①地区の特性を活かした地区社協のあり方の再検討
- ②地区担当職員による地区社協の支援

(2) 現 状

地域特性に応じた地区社協活動が展開されている

- 地域福祉活動の旗振り役である地区社協活動は、事業内容などに応じて自治会・町内会や小学校区、中学校区単位で行われており、それぞれの地区特性等に応じて活動単位（小学校区ないしは中学校区）が選択されています。
- 地区社協は、自治会・町内会、民生児童委員協議会、高年クラブ、子ども会、PTA、ボランティアグループ、その他の団体から構成されています。各種団体が推進役となって、福祉スクール、ふれあい訪問、健康づくりのイベントや啓発事業、ボランティア交流会などの活動が行われています。また、地区社協からサロンなどの居場所づくり、ふれあい会食、ボランティアグループ、子ども会や高年クラブなどへの助成が行われています。事業の推進役として、部会や実行委員会といった実践組織を設置している地区もあり、地域特性に応じた活動が行われています。
- 地区社協は地域福祉推進の旗振り役でありながら、多くの地区社協では地域にある福祉施設などが関わっていません。そのような中、地区社協が障害者施設と地域との橋渡し役となって、交流会が行われる例が出ています（魚住東地区社協）。
- 地域力を高めるため、地区内の団体同士で実施する世代間交流会に対して助成金を出すという、新たな取り組みを進めている地区社協があります。

新しい総合事業の導入に向けてモデル事業に取り組んでいる

- アンケート調査によると、市や市社協に期待することでは、活動助成、市民の啓発、相談体制、団体や組織間の連携調整、場所の確保、情報提供などが上げられています。
- 明石市では平成 29（2017）年度に、介護予防・日常生活支援総合事業（新しい

総合事業)の導入を目指しており、市社協では藤江小学校区、山手小学校区の2地区を生活支援サービス基盤整備事業のモデル地区として、地区社協とともに地域の資源収集から始めています。

- 「どのように進めていくか現場職員の対応が難しい。行政主導、専門職主導ではなく、地域ぐるみで進めていかないと上手くいかない。」といった意見があり、住民主導のモデル事業を支援しています。

表 地区社会福祉協議会の活動

地区社会福祉協議会		松が丘小	朝霧小	大蔵	錦城	大観小	王子小	林小	貴崎小	花園小	藤江小	和坂小	鳥羽小	沢池小
委員会・部会の設置		-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業実施	ミニケア・ふれあいサロン数	7	5	4	4	3	2	4	3	2	10	7	3	2
	福祉啓発事業	○	○	-	○	-	-	-	○	-	○	○	-	-
	福祉スクール	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○
	ふれあい会食事業	○	○	○	-	○	○	○	○	○	-	○	○	○
	ふれあい訪問事業	-	-	-	○	-	-	-	○	○	○	○	○	○
	ボランティアサポーター数	1		2	1			2	1	1	1	3	1	
	ボランティア交流会		○	○	○		○		○	○	○	○	○	○
ブロック		明石ブロック					西明石ブロック							

		大久保	大久保小	山手小	江井島	高丘	魚住東	魚住	二見
委員会・部会の設置		-	-	-	-	-	○	○	○
事業実施	ミニケア・ふれあいサロン数	4	9	7	1	13	9	10	3
	福祉啓発事業	-	○	○	○	○	○	○	○
	福祉スクール	-	○	○	○	○	-	-	○
	ふれあい会食事業	○	○	○	-	○	-	○	○
	ふれあい訪問事業	-	-	○	-	-	-	○	-
	ボランティアサポーター数	4	1		1	3	3	3	6
	ボランティア交流会	○	○	○	○	○	○	○	○
ブロック		大久保ブロック					魚住・二見ブロック		

(3) 主要課題

地区社協活動を支える地区担当職員の配置拡充

- ほぼ2年任期で役員が交代するなど体制の弱さもあって、地区社協の役割が地域の中で十分理解されていない面があります。地区社協とボランティア、民生委員児童委員など、地域福祉の中心的な担い手同士の連携をさらに高めながら、地区社協の役割を地域にPRしていく必要があります。
- 年1回しか会議を開催しない場合もあり、なかなか意思統一が図れていない地区があります。
- 市社協は、地区担当職員を配置して（平成27年度7名体制）、地区社協の活動を支えています。地区社協の活動には地域差が生じていることから、中学校区単位で地区担当職員の配置拡充を進めることで、地域福祉課題を解決する中心組織として活動の支援が求められています。
- 地区社協同士のつながりは、情報交換が中心となっており、情報提供、共有はできているものの、地区社協同士の連携まではできていません。

地区社協とまちづくり組織の連携

- 市ではまちづくりの分野では小学校コミセンを拠点とした住民主体のまちづくり活動^{注)}を支援しています。地域福祉活動はまちづくり活動の1つであることから、地区社協はまちづくり活動組織との連携が求められています。
- アンケート調査によると、活動の担い手の相談先は仲間や身近な間柄が中心となっており、地域福祉活動の住民参加の窓口である地区社協や、地域包括支援センター、在宅介護支援センター^{注)}などの専門職は気軽な相談先とはなっていないことがうかがわれます。

注) 小学校コミセンを拠点とした住民主体のまちづくり活動

(4) 具体的取り組み

①地区の特性を活かした地区社協のあり方の再検討

○地区社協が主役となった圏域の活動の支援

- ・地区社協の組織、活動単位については、それぞれの地区が活動しやすい圏域を住民が主体的に決定するとともに、市社協は地域担当職員のレベルアップを目指し、地域福祉活動を支援していきます。

○フォーラム(学習会、研修会含む)の開催

- ・地区社協フォーラムを毎年開催し、地域福祉活動の先進事例の情報を発信することで、全市的な活動の活性化を目指します。
- ・地区社協フォーラムにおいて、同じ講師を継続的に招き、地区に合った活動の方向性を明確にしていきます。

○地区社協ニュースによる活動のPR

- ・地区社協の活動をPRするために、ニュースの全地区発行を目指します。市社協としては簡単なフォーマットを作成するほか、記事などの編集については、各地区社協の役員で役割分担し、多くの人に関わることができるよう働きかけます。

○地区社協への幅広い団体の参加

- ・民生委員児童委員やボランティアだけではなく、福祉事業所なども地区社協に参加できるよう促します。
- ・活動費の繰り越しを生じている地域について、ニーズに応じた地域団体への助成を行うなど、積極的な地域福祉活動の推進を支援します。

★地区社協の連携

- ・地区社協会長連絡協議会を2か月に1回程度開催し、地区社協会長の連携を広げることで、まちづくり組織や企業、商店、福祉事業所との情報交換や共有を図ります。
- ・毎年開催している地区社協フォーラムを契機として、同じ課題を持つ地区社協同士のつながりを深めていきます。
- ・地区社協とまちづくり協議会等との連携をとりやすくするために、市との連絡調整を常に心掛けます。

②地区担当職員による地区社協の支援

○地区担当職員の活動充実

- ・地域福祉活動の支援を充実させるため、それぞれの地区社協に地域福祉コーディネーターとして市社協職員を充てています。その役割は、①地区社協の事務局支援、②市社協や市などにつなぐ相談窓口、③団体間のコーディネート（連携調整）とします。実践を通じてその役割を再検討するとともに、地域とともに育つ地域福祉コーディネーターを目指します。
- ・生活支援サービス基盤整備事業の推進を目指し、どの地区においても、役員会等が定期的に（2か月に1度を想定）開催されるよう働きかけていきます。
- ・地区社協活動に際しての相談ごとを受け止めることができるように、地区担当職員を窓口にした市社協の相談体制を構築します。

★地区担当職員の配置拡充

- ・地域福祉活動の中心組織として位置づけられた地区社協の活動を充実させるため、地区担当職員の資質向上を図り、市社協が住民からの信頼をより高められるよう、正規職員を継続して配置できるよう努めていきます。

地区担当職員（地域福祉コーディネーター）の機能拡充と配置促進

配置	7名（平成27年度）	13名（平成32年度）
これまでの機能	<p>○地区社協とともに地域福祉の課題解決を目指す。</p> <p>役割 ①地区社協の事務局支援 ②市社協や市などにつなぐ相談窓口 ③団体間のコーディネート（連携調整）</p>	
拡充する機能	<p>○生活支援等サービス提供体制の構築に向けたコーディネート</p> <p>①地域の高齢者支援のニーズと地域資源（担い手）の状況の把握 ②担い手の組織化や担い手によるサービス開発を支援 ③担い手間、支援者間のネットワーク化 ④地域ニーズと地域資源のマッチング</p>	

2 住民の力を引き出すしくみづくり

(1) 重点取り組みのポイント

- ①ネットワーク化の推進
- ②担い手を増やす
- ③地域や団体が実施する福祉活動支援の拡充
- ④災害ボランティアセンターの運営
- ⑤高齢者・障害者等の地域生活支援
- ⑥生活支援サービスの充実
- ⑦ひとり暮らし高齢者等の新たな見守りのしくみづくり

(2) 現 状

ボランティアセンターや連絡会を中心とした多様な活動を支援している

- ボランティアセンターには 107 のボランティアグループが登録しており、約 3,200 名が活動しています（平成 27 年 4 月現在）。ボランティアが必要な人としてたい人とをマッチングする活動支援（コーディネート）を年間 130 件程度実施しています。
- ボランティアのネットワークづくり（組織化）や団体間の連携、情報交換を目的として、小学校区や中学校区ごとにボランティア交流会を開催（平成 26 年度：19 地区で約 993 名参加）しています。また、ミニケア・ふれあいサロンの代表者の連携や情報交換を目的とした、ミニケア・ふれあいサロン交流研修会も開催（平成 27 年 7 月：96 グループ、午前・午後あわせて約 300 名参加）しています。
- ボランティアグループの連絡調整などを行っているボランティア連絡会（各ボランティアグループの役員で構成）の活動を企画・資金面から支援し、市内ボランティアのさらなる活性化を目指しています。
- ボランティア活動の資金面と活動場所の確保を支援するために、活動助成を行うとともに、市立総合福祉センター、ふれあいプラザあかし西の 2 か所で活動の拠点となるボランティア活動室を確保し、運営を行っています。ボランティアが事務局員として常駐していることで情報交換や交流が生まれ、連絡会活動が円滑に行われています。

相談、学習、交流を通じてボランティア活動の啓発を行っている

- 研修を受けた経験豊富なボランティアサポーターが、活動を始めたい人の相談に対応しています。また、ボランティア育成アドバイザーが、地域の学校や団体などで実施されるボランティア養成講座に参加し、ボランティア活動の普及に努めています。
- 地区社協主催や学校主催の福祉学習（平成26年度：25回開催、2,404名の参加）を支援しており、学習体験の講師はボランティアグループが担当しています。市民のボランティアへの意識を育てるとともに、ボランティア同士の交流を深めるために、平成20年度から、「あかしボランティアフェスタ」を開催（平成26年度、約1,000名参加）しています。気軽に親しめる催しものとして、地域にも定着しています。
- 明石市ボランティア連絡会と共催で、校区ボランティア交流会を市内全域で開催しています。校区担当ボランティアとボランティア連絡会役員が中心となり、毎年テーマを決めて開催しています。
- 中学生の社会体験の場である「トライやるウィーク」生を受け入れています。福祉に興味のある生徒に実体験を通じての学習を行っています。

表 ボランティア活動に係る組織の全体像

（数字は平成27年4月現在）

組織	役割	事業	メンバー	組織の担当制・活動圏域
ボランティア 連絡会 (107グループ)	・ボランティアグループの支援、交流促進	・校区ボランティア交流会の開催 ・一日ボランティア体験教室の開催 ・ボランティアフェスタの開催	・ボランティアグループ	・市内全域 ・小学校区担当 ・中学校区担当
ボランティア 育成アドバイザー (3人)	・新たなボランティアの発掘、育成 ・地域資源の開発、研究	・ボランティア養成講座の講師 ・ボランティアに関する各種研修企画、運営	・ボランティア連絡会会長経験者	・市内全域
ボランティア サポーター (31人)	・ボランティアに関する相談対応 ・地域生活支援のコーディネート	・定期的なボランティア相談窓口 ・地域のイベントにおける活動PR	・地域やグループの推薦を受けたボランティア	・おおむね小学校区担当

孤立を防ぐ集いの場や居場所づくりが行われている

- 高齢者や障害者を対象として、花見会や七夕会、クリスマス会など「つどい」事業が地域ボランティア33グループ（平成26年度）によって開催され、地域での交流を図っています。地域のボランティアによりミニケアサロンやふれあいサロンが104か所（平成27年度）で運営されており、高齢者から子どもまで自由に参加できる住民の「居場所や憩いの場」となっています。市社協では各グループが一堂に会しての情報交換や研修を実施しています。
- 高齢化などの影響でサロンを運営するスタッフが不足し、運営そのものが苦しいところもあります。後継者の育成が急務となっています。
- 概ね70歳以上のひとり暮らし高齢者等を対象に、月2回、閉じこもりや孤食の予防を目指して、34か所（平成27年度）でふれあい会食を実施しています。
- ヒアリング調査によると、相談機関から「サロン参加者の高齢化が進んで送迎が必要な段階になっていることから、歩いて行ける身近なサロンの開設が求められている。」といった意見があります。「在宅介護支援センターや地域組織と連携して高齢者の孤立を防ぐサロンの立ち上げを働きかけていきたい、サロンに出てくるのが難しい高齢者に対して、ふれあい訪問を広げていきたい。」といった意見があります。

写真

防災や認知症など、今日的なテーマの活動を支援している

- ボランティアセンターでは、災害ボランティアの事前登録を推進しており、登録ボランティアは毎年災害ボランティア研修（地震を想定した模擬訓練など）に参加するなどして、突然の災害に備えています。
- 徘徊の心配な認知症高齢者等が行方不明になった場合に、事前に家族が登録した方を市民から募った協力者にメール送信し、少しでも早く発見してもらおうとする「徘徊・見守り SOS ネットワーク事業」を運営しています（平成26年度：11回発信、平成27年9月時点：登録者104人、協力者380人）。

新しい総合事業の導入を目指している

- アンケート調査によると、地域住民の困りごととしては、通院、買い物等の生活支援や、健康管理や介護、人のつながりが弱いことによる緊急災害時の不安等が上げられています。担い手の年齢をみると65歳以上が6～8割を占めており、高齢者が地域福祉活動を支えています。
- 明石市では平成29（2017）年度に、介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）の導入を目指しており、藤江小学校地区社協と山手小学校地区社協がモデル地区となり、生活支援サービス基盤整備事業を推進しています。

NPO や大学、高校のボランティアとの連携が求められている

- ヒアリング調査によると、「NPO は明石市や市社協と一緒にあって、新しい事業が起こしやすい。」「明石市と一緒に新しい事業に取り組める NPO でありたい。」といった意見があります。また、まちづくり協議会などの地域組織と一緒に取り組んでいる実績から、「NPO のノウハウを活かして地域の活動を支援したい。」といった意見があります。
- ボランティアをやりたい学生はたくさんいるなかで、大学のボランティア支援室は学生に知られていないことから、「大学のボランティア支援室との連携を図ってはどうか。」といった意見があります。
- 高校ボランティア同好会には、「継続して関わっていききたいことから高齢者施設との橋渡し役になって欲しい。」といった意見があります。また、ひとり暮らし高齢者の見守りなど、「生徒が通学途中で気軽に参加できるような身近なボランティア活動をしたい。」「学生ボランティアの活動に対して、交通費やお弁当代などの活動助成を行って欲しい。」といった意見があります。

(3) 主要課題

ボランティアコーディネーターの確保と支援体制の充実

- ボランティアの育成と組織化について、市社協における専従のボランティアコーディネーターが確保できていないなど、支援体制が十分ではない状況があります。福祉ニーズに応じてボランティア活動の支援体制を充実させ、担い手(ボランティア)養成とネットワーク化支援を推進することが課題となっています。

要援護者支援を行っている団体との連携

- 少子高齢化が進む中で住民の福祉ニーズが多様化しており、新たなニーズに対応するサービスの提供が求められています。サロンなどの日常活動を通じて、福祉ニーズが把握できるきめ細やかなサービス体系の確立が課題となっています。
- NPO やシルバー人材センター、民間企業等においても要援護者の生活を支える事業を行っており、こうした有償活動を行っている団体との連携が課題となっています。地域住民が進める支援活動を促進していくために、市社協の支援体制づくりが課題となっています。

地域ぐるみで認知症を支える体制づくり

- 「徘徊・見守り SOS ネットワーク事業」において、徘徊の心配な高齢者等の登録は順調にのびているものの、協力者数があまり増加していません。
- 高齢者福祉事業所において、認知症カフェ[※]の取組みが広がりつつあります。ヒアリング調査では「包括からも職員が参加し、運営を支援していきたい。」といった意見があります。
- これらの事業について、地域ぐるみで認知症を支える体制づくりを進めるために、市社協が地域との橋渡し役になることが必要となっています。

写真

若い世代の参加促進や世代交代

- ボランティアの高齢化とメンバーの固定化が生じており、若い世代の参加促進や世代交代が課題となっています。アンケート調査によると、担い手が活動で困っていることは、人材の高齢化や固定化が突出しており、お金、場所等が続いています。
- 活動の活性化に向けた支援策も求められています。活動に関わる意識として、約7割に今後も活動を続けたいという意向がある一方で、全体の約6割が負担感を感じており、負担軽減策が求められています。
- 担い手を増やす工夫として、「負担感軽減」、「自治会との地域連携」、「活動経験者からの声かけ」、「退職者や子育てが終わった人など新しい層に働きかけ」、「広報の工夫」などが上げられています。
- ボランティア養成講座は、講座により人気のあるものとないものがあり、受講生の確保が難しい状況になっています。

障害理解の促進

- 障害者差別解消法が平成28年4月1日に施行され、障害を理由とする差別の解消の推進が一般に求められる中、学校教員や企業などへの福祉体験学習の機会を提供していきます。

注) 認知症カフェ

(4) 具体的取り組み

① ネットワーク化の推進

○ ボランティアネットワークの推進

- ・ ボランティア連絡会の充実をはじめ、ボランティアフェスタ、校区ボランティア交流会、ミニケア・ふれあいサロン交流会などを通じて関係団体の連携を強化し、活動の充実を支援します。

○ ボランティア連絡会活動の支援

- ・ 市内2か所のボランティア活動室を拠点として、明石のボランティアの中心組織であるボランティア連絡会が活動しており、その活動を積極的に支援していきます。

○ 校区ボランティア交流会の開催

- ・ 自身が住んでいる地域についての新たな発見と交流、連携の場として成果がある校区ボランティア交流会について継続支援を行います。

○ ミニケア・ふれあいサロン交流会の開催

- ・ サロン開設者の情報交換と活動支援を目的に開催しているミニケア・ふれあいサロン交流会について、アンケートに基づきニーズに合った内容を提供するよう努めます。

○ あかしボランティアフェスタの開催

- ・ 普段顔を合わすことがないボランティアがフェスタの運営に関わるなかで交流するとともに、市民への啓発とボランティア同士の交流を目的としたあかしボランティアフェスタを開催していきます。

写真

②担い手を増やす

★ボランティアコーディネート技術の向上

- ・個人や団体からのボランティアに関する身近な相談に対応するために、ボランティアコーディネート担当職員を配置し、ボランティアサポーターとともに、相談者の希望に沿ったコーディネートに努めます。

○ボランティアニーズ調整

- ・ボランティアが必要な方の依頼に対し、希望に沿った調整を行うとともに、ボランティアを提供する方が安全に気持ちよく活動できるよう、事前打ち合わせや現地確認を行います。

○ボランティアの登録、相談

- ・ボランティアの登録依頼に対し、趣味や特技を活かした活動場所の紹介や、養成講座の受講、活動グループの紹介などを行います。個人での登録ニーズに応じて、活動機会の拡大に努めていきます。

○ボランティアサポーターの育成

- ・ボランティア相談や校区ボランティア交流会、地区社協、地域行事等の運営を応援するボランティアサポーターに対して、明石市サポーター連絡協議会を通じて活動助成や運営、研修の支援を行います。

○ボランティア育成アドバイザーの自立

- ・ボランティアの育成に特化したアドバイザーを任命し、自主的な活動を支援します。アドバイザーは、地域の既存団体、施設、企業などとの連携（福祉事業への参加協力、車いす講習の実施等）を深め、地域力の向上を図っていきます。

○ボランティア養成講座

- ・ボランティア養成講座について、既存の講座以外にも地域での開催など、新たな取り組みを計画します。また、中学校区コミセンの高齢者大学、市民教養教室のカリキュラムについて、ボランティア講座導入を働きかけます。

★市民後見人の養成

- ・少子高齢化に伴い、地域で権利擁護及び成年後見制度の利用を必要とされる方が増えるなかで、地域における権利擁護や後見支援、地域福祉の活動などを担う新たな人材の発掘・養成（養成講座等の開催）及び活動の支援を行います。

○ボランティア表彰制度の立ち上げ

- ・地域の模範となるボランティア活動を続けられてきたボランティアに敬意を表するとともに、活動意欲につながる表彰制度を創設します。

★学生ボランティアの活躍の場づくり

- ・ボランティアフェスタでの活動や、施設、行政からの個別依頼のほか、地域の継続した活動や自主的な取り組みについて、学校やサークル単位での活動支援を行うとともに助成について検討していきます。
- ・小学生や中学生でも取り組める地域での活動を、地区社協を通じて提案していきます。また、小学生、中学生などの福祉活動（クリスマス会、ふれあい会食、ふれあい訪問、共同募金街頭募金活動等）への参加を呼びかけ福祉の担い手として意識の啓発を図っていきます。

写真

★福祉学習推進事業

- ・福祉学習推進事業について、小・中・高、全校で取り組みが進むよう、学校、PTA、市教育委員会等へ啓発を行います。
- ・小学生等を対象とした福祉学習（障害のある方の講話、交流、点字・手話・要約筆記・音訳・車いす・ガイドヘルプの学習）を全小学校で実施できるように推進していきます。学校教員を対象とした車いす、アイマスク等の体験学習を実施します。
- ・障害のある方への対応が必要な市民・団体・企業を対象として、出前講座を行います。

○民生委員児童委員協議会との連携

- ・民生児童委員協議会と連携して、民生児童協力委員の協力を視野に入れた地域の高齢者や・障害者の居場所づくりを進めることで、参加される方をお互いに見守りすることから、新たな地域の居場所の開設に向けて積極的に働きかけていきます。

○民間活力との協働

- ・企業だけでなく、個人商店や勤労者サークルなども対象に、既存のボランティアグループや地区社協と協働して行う活動に繋げるよう支援します。

写真

③地域や団体が実施する福祉活動支援の拡充

○ボランティア活動助成援助事業

- ・必要なグループに適正な助成ができるよう、地域・ボランティア活動委員会の意見を取り入れ、助成基準について活動実態に応じた見直しを行います。また、活動予算の確保については、予算枠内での配分調整を行います。

○ボランティア・市民活動災害共済事業

- ・ボランティアが活動中に事故等を起こしてしまった場合に対応する保険であり、安心してボランティア活動に取り組めるよう、加入促進を図ります。

○ミニケア・ふれあいサロン事業の充実

- ・小地域における身近な共助活動により、高齢者などが住み慣れた地域で住み続けることができるように、各地区で実施しているミニケア・ふれあいサロンなどの居場所づくりを推進していきます。

○ふれあい会食事業

- ・ひとり暮らし高齢者等を対象としたふれ合い会食事業について、明石市と協議し、ニーズに基づき回数や内容について検討していきます。

○ふれあい訪問事業

- ・閉じこもりや孤立化を防ぐ取り組みとして、気になる人を地域で訪問するふれあい訪問事業を全市的に拡大していきます。

○福祉協力店推進事業

- ・福祉協力店では募金箱を店頭を設置いただいておりますが、募金が地元の地域福祉に活用されることを広報し、協力いただける店舗数の増加を目指します。

○交流事業やサロンにおける困りごと相談

- ・住民の交流事業やサロンなどの活動の中で寄せられた困りごとや生活課題を受け止めることができるように、市社協の相談体制を整備します。

④災害ボランティアセンターの運営

○災害ボランティア事前登録事業

- ・災害時に避難等が困難となる要援護者支援を行うため、災害ボランティアの登録人数を増やすとともに、専門的な知識を有するボランティアとの連携を深めていきます。
- ・災害支援活動積立金^{注)}を活用し、災害時のボランティア活動に対応できるようにしていきます。

○災害ボランティアセンターの立ち上げ

- ・市内で大きな災害が発生した際に、迅速に災害ボランティアセンターを立ち上げます。
- ・市民からのニーズ聴き取りをはじめ、各地からのボランティアの受け入れを確実にするため、災害ボランティアセンター立ち上げマニュアルを修正し、日頃から職員と災害ボランティアとの共通認識を図ります。

写真

⑤高齢者・障害者等の地域生活支援

★高齢者・障害者施設等の「地域住民化」^{注)}

- ・地域にある施設の入所者、通所者も「地域住民」として捉え、市社協が施設と地域の橋渡し役となり、地域における施設のあり方について研究していきます。

★施設、団体の地域貢献

- ・希望する施設団体に対し、施設や備品、マンパワーなどの資源を効果的に地域に提供していただけるよう、地区社協への参画を促していきます。
- ・社会福祉法人改革の社会動向において、法人には地域貢献が求められており、地域と法人の橋渡し役として、市社協が支援できることを研究、実践していきます。

★徘徊・見守り SOS ネットワーク事業（認知症対策）

- ・徘徊等の理由で行方不明になった方の情報を協力者にメール送信し、早期の発見に結びつけようとする「徘徊・見守り SOS ネットワーク事業」において、協力者の増加に繋がる啓発活動を行い、地域での見守りの目を増やしていきます。
- ・市や地域包括支援センターとともに事業を充実させるとともに、家族交流会を開催し、認知症高齢者等の家族支援を進めていきます。

★障害児者の芸術・文化並びにスポーツ活動への支援

- ・障害児者の芸術・文化並びにスポーツ活動を通じて、広く市民の方々との交流を図り、互いに認め合い、誰もが安全・安心して暮らせるユニバーサル社会の実現に向けてその活動を支援していきます。

注) 高齢者・障害者施設等の地域住民化

⑥生活支援サービスの充実

★社会資源の調査、開発

- ・地区社協や地域包括支援センター等に呼びかけ、生活支援に係る地域の資源やサービスを必要とする人などの情報を記載する「地域情報収集カード」^{注)}や「地域つながるカード」^{注)}を作成します。
- ・地域のNPO、社会福祉法人、地縁団体、民間企業等の生活支援サービスを担う事業主体の活動を支援し、事業の担い手としての体制づくりを働きかけます。

★新たな総合事業への取り組み

- ・地区で作成した「地域情報収集カード」を基に、地域にどんな活動や支援が必要かを住民自らが認識し、市社協が設置する生活支援コーディネーターがサービス実現に向けて支援を行います。

★地区社協を中心とした協議体としての事業推進

- ・地域全体のサービス展開に向けて、生活支援サービスを提供する団体で構成する協議体の立ち上げを行い、地区社協が中心となった協議体運営を支援します。

社会資源の調査、開発、総合事業立ち上げの流れ図

注) 地域情報収集カード

注) 地域つながるカード

⑦ひとり暮らし高齢者等の新たな見守りのしくみづくり

○ミニケア・ふれあいサロン事業の充実（再掲）

- ・小地域における身近な共助活動により、高齢者などが住み慣れた地域で住み続けることができるように、各地区で実施しているミニケア・ふれあいサロンなどの居場所づくりを推進していきます。

★要支援のひとり暮らし高齢者等宅におけるサロン実施

- ・サロンを利用していたひとり暮らし高齢者等で外出が困難となった方などに、その方の自宅を地域に開放いただくことで、より身近な集いの場を確保するとともに、担い手としての参加を働きかけます。
- ・ひとり暮らし高齢者等宅を開放していただき周辺の住民が集える場とすることで、地域における見守りの拠点づくりを進めていきます。

★元気なひとり暮らし高齢者等が運営する居場所づくり

- ・地区社協、自治会・町内会と連携しながら、元気な高齢者等が積極的に生活支援の担い手となって運営する居場所を広げていきます。
- ・従来の「お世話する側」「される側」の関係にとらわれず、「できること」を「できるだけ」「それぞれが補い合う」運営を支援します。ひとり暮らし高齢者等がボランティアの一員となり活躍できるよう支援していきます。

○その他、ひとり暮らし高齢者等が主体となる方策

- ・住み慣れた地域でこれからも住み続けるため、高齢者宅の空き部屋を学生に貸し出すなど、先進事例を参考に取り組みます。
- ・車いすの貸出事業の拠点のひとつにひとり暮らし高齢者等宅を加えることで、ひとり暮らし高齢者等の地域への主体的な関わりを生み出すとともに、安否確認も兼ねた地域における見守りを行います。

写真

3 公的サービスの推進

(1) 重点取り組みのポイント

- ①明石市立総合福祉センター
- ②高齢者・障害者の総合相談窓口
 - 明石市後見支援センター
 - 明石市基幹相談支援センター兼障害者虐待防止センター
 - 明石市社会福祉協議会地域包括支援センター
- ③明石市社会福祉協議会居宅介護支援事業所

(2) 現 状

明石市立総合福祉センターの指定管理を行っている

- 地域福祉活動の拠点である明石市立総合福祉センターの指定管理を受託し、各種事業を実施しています。
- 健康相談事業は、高齢者や障害者の健康と福祉の増進を図るために、食生活（栄養相談等）や健康体操及び福祉相談などの内容で、年2回開催しています。
- ロビー活性化事業は、1階ロビーで障害者団体等による物販により、障害者の自立に向けた取り組みを行っています。
- 地域活動支援センター事業は、障害者が能力や適正に応じて、自立した日常生活や社会生活を営むことができるように支援するためのもので、利用者の生きがいを高め、身体の機能の維持向上等を図ることができるような内容を提供しています。
- 機能訓練教室は、おおむね年38回実施しており、プールに入る機会の少ない障害児者を対象に、障害者団体や市内の施設等と連携し、その機会を提供するとともに、健康増進及び維持を図ることができるような内容を提供しています。

高齢者・障害者の総合相談窓口を運営している

- 相談体制として、①後見支援センター②基幹相談支援センター兼障害者虐待防止センター③地域包括支援センター（市東部）の3センター（いずれも明石市から明石市社協へ運営委託）が業務を一体的に行うことにより、総合相談支援体制の整備強化及び相談窓口の一体化を図っています。
- 認知症高齢者や知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない人や、支援や援護を必要とする人が住み慣れた明石の地域で安全に安心して生活をするために、本人主体の観点から後見制度の利用支援や権利擁護支援を行い、総合的かつ積極的な権利擁護の推進を図っています。

インフォーマルからフォーマルまでの総合的なケアプランづくりを担っている

- 地域包括支援センター、在宅介護支援センター、病院からのケアプラン作成依頼に対応しており、インフォーマルなサービスを取り入れることができるという市社協の強みを活かして、インフォーマルからフォーマルまでの総合的なケアプランづくりを担っています。
- 24時間の相談に対応するとともに、地域包括ケア会議に出席して地域のニーズ把握に努めています。

訪問介護事業

- 居宅介護支援事業所として、訪問介護事業を行っています。ヘルパーの高齢化が進んでいることから求人募集を行っていますが、定着が難しく、人材不足が続いています。
- 移動支援・同行援護など、利用者のニーズに対応できるヘルパーの派遣を調整しています。

写真

(3) 主要課題

事業所などと地域が連携した障害者理解の機会づくり

- ヒアリング調査では、障害者福祉に係る NPO からは、「日常的な交流の場をつくって、障害者に対する意識を変えていきたい。」といった意見があります。相談機関では、「事業所と地区社協をつないでいきたい。」「日常生活の身近なものとして、障害者に触れるカリキュラムが必要である。」といった意見があります。
- 地域の中で障害者理解を進めていくことが求められています。

地域特性に応じた専門職の支援

- 市社協の地域包括支援センターでは地域診断「地域アセスメント」を実施し、中学校区単位の課題に基づく取り組みを進めています。
- 地域包括支援センターでは、ごみ屋敷の対応において明石市の関係課と連携して解決に当たっています。保証人がいないひとり暮らしの高齢者に対する入居拒否により、賃貸住宅を借りることが難しいなど、地域包括ケアにおける住まいの問題が生じています。
- 高齢者の食事支援に係る団体からは、「地域包括ケアの食を支えたい」「地域の居場所や介護予防に取り組みたい。」といった意見があります。高齢者の相談機関からは、「新しい集合住宅は人のつながりが弱く、誰が住んでいるのか分からない状況である、震災復興住宅、公営住宅は特に高齢化が進んでおり、生活困窮層も多いなど、地域の特性によって、さまざまな課題を抱えた地域がある。」といった意見があります。
- 高齢者の相談機関から、「身寄りのない認知症や精神障害者、触法者など、地域で支えきれない困難なケースの相談が増加しており、専門職の支援がないと地域だけで支えるとは難しい。」といった意見があります。
- 地域の居場所づくりや介護予防、困難ケースの対応において、地域特性に応じた専門職の支援が求められています。

ニーズに応えた総合福祉センターの運営

- 総合福祉センターの各種事業についてニーズに応えた運営や体制の確保が課題となっています。

○健康相談事業は回数を増やして欲しいとの声があり、事業拡大の検討が求められています。ロビー活性化事業は、限られた施設団体による販売になっており、事業充実に向けて参加団体の拡大について検討する必要があります。

○地域活動支援センター事業は、参加者が限られ高齢化が進んでいることから、ニーズの変化に対応していく必要があります。機能訓練教室（プール教室）は重度肢体不自由者を対象としていることから、専門職スタッフの確保が求められており、運営体制の充実が課題となっています。

高齢者・障害者等の地域生活支援

○近年、身体障害者手帳等を取得する高齢者や家族に障害を抱える高齢者世帯など複合的な対応が必要な事例が増加していることから、高齢者、障害者の、さらなる一体的な福祉施策の実現を図る必要があります。

○将来的には、後見支援センター^注における未成年後見の相談支援を含め、児童・高齢・障害等の各分野を包括的に捉え、権利擁護機能を高めた総合相談支援体制の構築を図っていく事が課題となっています。生活困窮者の成年後見人の報酬助成を行うなどのために、基金制度の創設にむけや準備、検討を図っていく必要があります。

○未成年後見についての相談支援を行えるよう、児童・高齢・障害の各分野を包括的に捉えた権利擁護機能を高めたセンター体制の構築を図っていく必要があります。

○明石市における地域包括ケアシステムの構築実現に向けて、医師会、歯科医師会、薬剤師会等の関係機関や事業者等の専門職との連携を図るとともに、地区社協、自治会、民生委員児童委員等の地域組織との橋渡し役を担っていくことが課題となっています。

写真

高齢者・障害者等の生活支援や権利擁護

○高齢者や障害者の生活支援や権利擁護のために、ワンストップ総合相談拠点を中心として、事業所などと地域が連携した障害者理解の機会づくりが課題となっています。

居宅介護支援事業

○他の事業所との競合の中で、ケアプランの依頼が少なくなっています。在宅介護支援センターからの相談ケースは、困難ケースやガン末期のなどの短期ケースが多くなっており、事務負担が広がっています。新規ケースを受け入れても、入所などにより契約件数が増加しない状況があり、事業所経営が難しい状況があります。

○介護保険制度だけでは、利用者ニーズに対応することが難しく、インフォーマルサービスとの連携が求められています。

障害者相談支援事業

○障害者の相談内容が多様であり、問題解決のサービスなどの資源が不足していること、定期的な収入の予想がしにくいことなど、事業運営の難しさがあります。

訪問介護事業

○身体介護のケースの入所・死亡などにより介護報酬が減少しています。

○ヘルパーの高齢化とともに利用契約者が減少しており、十分な仕事量を提供できていない、ヘルパーが不足するといった、悪循環を招いています。職員処遇改善を図りながら、どのように自主財源を確保し、事業運営を継続していくかを考える必要があります。

注) 後見支援センター

(4) 具体的取り組み

①明石市立総合福祉センター

○明石市立総合福祉センターの指定管理

- ・利用者の安全を第一としながらも、利用者の多い曜日及び時間帯には手厚く、少ない曜日及び時間帯には相応の人員を配置し、メリハリのある体制にすることで、費用対効果のある運営を目指します。
- ・ポスターの掲示やパンフレット等の設置について、館内のスペースを有効に活用し、利用者が必要とされる情報をわかりやすく提供できるよう工夫します。

②高齢者・障害者の総合相談窓口

- ・高齢者や障害者の総合相談支援体制を充実するため、3つの専門機関（センター）における専門職の相互連携や関係機関との連携強化に努めます。
- ・児童・高齢・障害の垣根を超えた研修会等を通じてのトータルネットワークの構築を図ります。

★明石市後見支援センター

- ・平成27年度に運営委員会及び専門委員会である事業調整委員会、受任調整委員会を発足し、後見支援センターにおける事業計画等の審議を行うほか、法人後見受任の是非や基金制度の創設に向けた準備、検討を行います。
- ・後見・権利擁護に関する専門相談と専門支援、後見申立の支援、後見制度の広報・啓発、ネットワーク作り、市民後見人等の育成と活動支援、法人後見の受任、日常生活自立支援事業（兵庫県社協受託事業）の充実を図ります。

★明石市基幹相談支援センター兼障害者虐待防止センター

- ・障害のある方が住み慣れた地域で安心して生活できるようにするために、職員体制の充実を図り、どのような相談にも耐えうる知識・技術・意識等の向上を図ります。また、地域の相談支援事業所の後方支援体制を充実します。
- ・明石市自立支援協議会については、各部会及びワーキンググループの活動の充実を図り、誰もが住みやすい町にするために取り組んでいきます。
- ・虐待防止については、市内各事業所をはじめ、様々なところで啓発活動をおこない、障害者虐待を未然に防ぐよう取り組みます。

★明石市社会福祉協議会地域包括支援センター

総合相談支援事業

- ・ 緊急性のレベルに応じて対象者の状態を客観的に捉えて、対象者に応じた支援を行います。
- ・ 対人援助・相談業務に関する研修を行い、専門職のスキルアップを図ります。

権利擁護事業

- ・ 成年後見制度[※]等の普及啓発や、成年後見制度を利用するための支援を行います。
- ・ 虐待事例においては実態把握を行う、事例に即し適切に対応を行うとともに、早期発見と予防のためリーフレット等を使い、地域や関係機関に啓発します。
- ・ 重層的な課題が存在している事例の場合、総合相談室の専門職が相互に連携して、必要な支援を行います。

包括的・継続的ケアマネジメント事業、介護予防ケアマネジメント事業

- ・ ケアマネジメントの実践力の向上を目指します。
- ・ 地域における介護支援専門員間の連携促進のための支援を行います。
- ・ 包括的・継続的なケア体制の構築を目指します。

地域ケア会議

- ・ 取組みの振り返りを行い、課題等を検討することで、各専門職が抱えている個別事例の課題解決、フォーマルとインフォーマルの連携等地域ケア会議の必要性について、高齢者を支援する関係者に周知、啓発を行います。
- ・ 高齢者を支える関係者に研修会を開催し、地域ケア会議の理解を深めていきます。地域ケア会議が開催しやすくなるよう、個人情報・資料作成・運営等の課題が解決できるように検討します。

認知症総合支援事業

- ・ 認知症ケアパス作成の取組みを進めます。
- ・ 認知症理解の促進を図ります。
- ・ 認知症サポーター養成講座を積極的に開催します。また、キャラバンメイト養成講座を積極的に開催します。
- ・ 認知症総合相談窓口のPRを積極的に行います。

指定介護予防支援事業

- ・ 予防給付のサービスだけでなく、地域におけるインフォーマルサービスを活用したプランニングを行います。また、利用者の強みを活かしながら、課題解決を図る方策を考え、できることに着目した自立支援型のケアプランの作成を行います。
- ・ 介護支援専門員を対象に研修会を開催します。また、サービス事業所利用において偏りが無いかの調査や啓発、注意喚起を実施します。
- ・ 介護予防支援一部委託業務説明会を実施します。

介護保険制度の改正

- ・ 地域アセスメント（地区診断）により地域資源の実態把握をします。
- ・ 地域アセスメント（地区診断）をツールにまちづくり協議会等地域の団体とネットワーク構築を図ります。

写真

③明石市社会福祉協議会居宅介護支援事業所

○居宅介護支援事業

- ・地域包括、在介、病院だけに頼らず事業所を中心とした地域住民にPRすることで、介護で困った時に住民から直接相談しやすい事業所を目指します。
- ・件数を増やすことに目標設定するのではなく、社協として丁寧な関わりを心掛け、事業存続ができることを目標とします。
- ・広報紙の活用（パンフレット、チラシなどの配付）を積極的に行います。
- ・ニーズを発掘しサービスの整備につなげていきます。（地域福祉係との連携）
- ・インフォーマルサービスの情報が得やすい立場を活かしたケアプラン作成をします。

○障害者相談支援事業

- ・各機関との連携を積極的に図ります。
- ・全員が障害者相談支援を行えるように研修受講を随時進めます。（相談支援員平成28年度は5名）

○訪問介護事業

- ・利用者の可能な限り在宅での看とりまでを対応できるようホームヘルパーの資質向上を目的とした研修を実施します（利用者から信頼されるヘルパーの育成）。
- ・スキルアップを目指した自主的学習会を定期的を開催します。
- ・身体介護及び居宅介護の利用者拡大を図っていき、訪問介護事業における採算ベースの確保ができるようにします。平成28年度に事業のシュミレーションを行い、総合支援事業に合わせて見直しを図ります。

4 市社会福祉協議会の体制強化

(1) 重点取り組みのポイント

- ①地域福祉活動の財源確保
- ②情報発信手段の拡充
- ③プロパー（専従）職員を中心とした体制づくり

(2) 現 状

- 景気の後退や地縁の希薄化などを背景に、社協会費や共同募金の額が、ここ数年目標額を下回っています。
- 広報紙「あかしの社会福祉」を年4回発行し、自治会・町内会で回覧していただいております。ホームページは月1回更新し、タイムリーな情報を提供しています。その他、前年度の社協活動をまとめた「明石市社会福祉協議会の活動」やリーフレット等を作成して情報提供に努めています。
- 共同募金配分事業では、市社協における広報活動や車いす貸出事業、福祉機器リサイクル事業等のほか、地区社協活動費や各種団体への活動助成等に配分しています。
- 市と市社協の間で人事交流が行われ、それぞれの仕事の理解を深め、協力しあい、相互の事業をより円滑に行うとともに、職員の資質の向上が図られています。

写真

(3) 主要課題

- 自主財源確保の面から、社協会費の確保や共同募金の推進、介護保険事業の収益の維持を図っていくことが課題となっています。社協会費においては、自治会のない地域があるだけでなく、協力いただけない自治会など協力状況にばらつきがあります。
- 市社協の取り組みについて住民の参画や理解を得ていくため、広報紙やホームページなど、多様な情報発信の更なる充実を図る必要があります。
- 地域の特性に根ざしたきめ細やかな対応が果たせるように地区社協における事務局機能を高めるため、市社協において地区担当制の導入による支援体制を構築する必要があります。
- 地域の特性に根ざしたきめ細やかな対応が果たせるように地区社協における事務局機能を高めるため、市社協において地区担当職員の専任化による支援体制を構築する必要があります。
- 地域やボランティアと市社協との協働関係を継続的に深めていけるよう、地域福祉の専門性のある職員を中心とした体制づくりが課題となっています。

(4) 具体的取り組み

①地域福祉活動の財源確保

- ・ 広報活動を充実させ、市社協の事業活動をより一層住民に理解していただき、会費、共同募金、寄付等の自主財源の確保に努めます。
- ・ 講演会・イベント開催時に、善意銀行預託のお願いや募金箱の設置するなど、自主財源の確保に努めます。

○社協会費

- ・ 自治会便での依頼のみとなっていましたが、連合自治会へ直接依頼を実施します。協力状況が改善されるような広報・活動を実施していきます。
- ・ 民生委員児童委員だけでなく、地区社協も巻き込んだ協力依頼を実施します。
- ・ 地区社協に対し、会費協力に応じた地区活動費を支給していますが、活動費の支給内容について再検討します。

○善意銀行

- ・ 払出しについての広報が必要であるため、年1～2回翌年度事業についての払出し申請を募集し、払出し委員会にて検討・決定を行います。

○共同募金

- ・ 推進委員会の活性化に努め、配分委員会の発足を検討します。また、配分額について再検討を行います。
- ・ 広報の充実を図るとともに、募金にやりがいを感じる使い道を目指します。
- ・ 学校募金について、高等学校へのアプローチを行います。

写真

②情報発信手段の拡充

○広報紙「あかしの社会福祉」の充実

- ・市社協の広報紙「あかしの社会福祉」については、市民への適切な周知を図るため、内容を精査し、時期に応じた発信を心がけるとともに、見やすい紙面づくりを進めていきます。
- ・市社協の広報紙「あかしの社会福祉」については、市民への適切な周知を図るため、内容を精査し、タイミングを見計らった発信を心がけるとともに、見やすい紙面づくりを進めていきます。

○ホームページの充実

- ・市社協ホームページは、他市社協ホームページなどを参考に、リニューアルを含めて見直します。また、広報紙などでも、積極的にホームページのPRを行います。
- ・見やすく、アクセスしやすい環境づくりができるよう、広報紙と連動した内容強化を図ります。また、タイミングを見計らった発信を進めます。

③プロパー（専従）職員を中心とした体制づくり

○職員の計画的研修の実施

- ・専門性を高めるため、プロパー（専従）職員の研修を計画的に実施するとともに、県社協開催の研修にも積極的に参加し、職務の階層に応じた職員の資質向上を図ります。
- ・新人からの計画的育成に力を入れるとともに、中堅、幹部職員の意識改革を推進します。
- ・市との人事交流を引き続き実施し、組織の活性化を図ります。

○職員の適正配置

- ・地域福祉の効果的な推進において、地域との継続的な連携に重点を置き、プロパー（専従）職員のうち社会福祉士などの専門職を地域担当として配置するとともに、バックアップすべき総務部門の体制強化を図る。

